

(仮 称) 宮 城 山 形 北 部 Ⅱ 風 力 発 電 事 業

環 境 影 響 評 価 方 法 書 に つ い て の

意 見 の 概 要 と 事 業 者 の 見 解

令 和 3 年 2 月

株 式 会 社 グ リ ー ン パ ワ ー イ ン ベ ス ト メ ン ト

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所	3
(3) 説明会中止の周知	3
(4) 説明会中止に伴う代替措置	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第 2 章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解.....	5

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第七条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1か月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和2年12月17日（木）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

令和2年12月17日（木）付けの以下の日刊新聞紙（河北新報）に「公告」を掲載した。

[別紙1参照]

② 地方公共団体の公報、広報誌、地元新聞によるお知らせ

以下の広報誌に「お知らせ」を掲載した。

[別紙2参照]

・広報かみまち1月号（No.214）P18

③ インターネットによるお知らせ

以下のWebサイトに掲載した。

[別紙3参照]

- ・当社ホームページ
- ・宮城県公式Webサイト
- ・大崎市公式Webサイト
- ・加美町公式Webサイト

(3) 縦覧場所

自治体庁舎 6 か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 自治体庁舎

- ・宮城県環境生活部環境対策課環境影響評価班 (宮城県仙台市)
- ・宮城県大崎市東庁舎市政情報センター (宮城県大崎市)
- ・宮城県大崎市鳴子総合支所地域振興課 (宮城県大崎市)
- ・宮城県加美町役場企画財政課 (宮城県加美町)
- ・宮城県加美町役場小野田支所 (宮城県加美町)
- ・宮城県加美町役場宮崎支所 (宮城県加美町)

② インターネットの利用

[別紙 3 参照]

- ・当社ホームページに縦覧、説明会および意見募集などの案内、方法書・要約書の内容を掲載した。

<http://greenpower.co.jp/category/information/>

- ・宮城県公式 Web サイトに、縦覧、住民説明会、意見募集などの案内、当社ホームページの URL を掲載頂いた。

<https://www.pref.miyagi.jp/site/assesu/>

- ・大崎市公式 Web サイトに、縦覧、住民説明会、意見募集などの案内、当社ホームページの URL を掲載頂いた。

<https://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/17,39730,69,html>

- ・加美町公式 Web サイトに、縦覧、住民説明会、意見募集などの案内、当社ホームページの URL を掲載頂いた。

<http://www.town.kami.miyagi.jp/index.cfm/6,14770,141,html>

(4) 縦覧期間

令和 2 年 12 月 17 日 (木) から令和 3 年 1 月 25 日 (月) までとした。

自治体庁舎は土・日曜日、祝日を除く開庁時とし、インターネットは縦覧期間中常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数 (意見書箱への投函者数) は 10 名であった。

(内訳) 宮城県環境生活部環境対策課環境影響評価班	2 名
宮城県大崎市東庁舎市政情報センター	7 名
宮城県大崎市鳴子総合支所地域振興課	0 名
宮城県加美町役場企画財政課	1 名
宮城県加美町役場小野田支所	0 名
宮城県加美町役場宮崎支所	0 名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第七条の二の規定に基づき、当社は方法書の記載事項を周知するための説明会開催を計画したが、令和3年年始からの新型コロナウイルス感染症の全国的な急拡大、それに伴う当社所在地の東京都を含む11都府県への緊急事態宣言の発出状況を鑑み、住民の皆様の安全を最大限確保するため、説明会開催1週間前の令和3年1月15日に開催中止を決定した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催については、令和3年1月8日（金）付けで、日刊新聞紙である河北新報に「公告」を掲載した。

[別紙1参照]

(2) 開催日時、開催場所

説明会の開催日時、開催場所を以下のとおり計画した。

【計画した開催日時・開催場所】

- ・開催日時：令和3年1月21日（木）18時30分から
- ・開催場所：旭地区公民館（宮城県加美郡加美町宮崎字小原44-1）

- ・開催日時：令和3年1月22日（金）18時30分から
- ・開催場所：中山コミュニティーセンター（宮城県大崎市鳴子温泉字星沼19-25）

(3) 説明会中止の周知

説明会中止の周知は、以下のインターネットWebページに令和3年1月18日（月）より掲載した。

- ・当社ホームページ
- ・宮城県公式Webサイト
- ・大崎市公式Webサイト
- ・加美町公式Webサイト

(4) 説明会中止に伴う代替措置

代替措置として、方法書縦覧の全箇所（6箇所）に「（仮称）宮城山形北部Ⅱ風力発電事業環境影響評価方法書-説明資料-」（A4版全53ページ）を設置し、希望者が持ち帰り可能なものとした。

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

[別紙 4、5 参照]

(1) 意見書の提出期間

令和2年12月17日（木）から令和3年2月8日（月）までの間
（縦覧期間及びその後2週間とし、郵便受付は当日消印有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所及び説明会会場に備え付けた意見書箱への投函
- ② 当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は11通、意見総数は30件であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、当社に対して環境の保全の見地から提出された意見は30件であった。それに対する当社の見解は表2-1のとおりである。

表2-1 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解
(意見書1)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>1. 説明会の中止は許されない</p> <p>貴社は本事業「方法書」の説明会を1月21、22日に予定していたが、「コロナウイルス感染症の拡大」を理由に中止した。例えそれが、「地元からの要請」であったとしても、場所を変更するなり、日時を延期するなりすべきであった。貴社は2月4、5日に予定されている「(仮称)ウインドファーム八森山」の説明会も中止している。</p> <p>一方、川渡風力発電会社が計画している「(仮称)六角牧場風力発電事業」についての説明会は1月16日、鳴子公民館で開催されている。</p> <p>環境影響評価法第7条の二は「方法書説明会を開催しなければならない」としている。「説明会開催」は法的義務であることの重みを考えるべきである。もちろん、法7条の二第4項に「方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない」という規定があることは承知している。</p> <p>しかし、同時期に近隣の場所で「説明会」を開催している事例をみれば「開催することができない場合」に該当するとは思えない。</p> <p>風力発電事業は、地域の理解と協力が不可欠である。「(仮称)宮城山形北部Ⅱ風力発電事業環境影響評価方法書説明資料」(以下「説明資料」)には「地域あつての私たちの事業です」「将来世代が安心できる社会と環境づくりが地域で深まることを願っています」(「説明資料」8P)と記載されているが、それは単なる言葉だけではないのか、実際の行動を伴っていないのではないのか、住民への説明責任を果たそうとしていないのではないかと、疑問に思う。</p> <p>私は、今回の事態を貴社の姿勢として「住民の理解を得ようとする姿勢の欠如」と判断せざるを得ない。</p> <p>もしそうでないというのなら、説明会の開催をしないまま、環境影響評価の次の段階へ進むではなく、改めて時期を見て自主的に説明会を開催するという姿勢を見せるべきである。</p>	<p>令和3年年始からの新型コロナウイルス感染の急拡大と、緊急事態宣言発令、県をまたぐ移動の自粛要請がなされた状況、更に一部の開催予定会場からは住民説明会の中止要請も頂いておりました。当然ながら、来場を希望されていた方がいらっしゃることも承知しておりましたが、当社としては環境影響評価法第七条の二第4項の中止要件に相当する状況であり、安全への配慮を優先することとしました。一方で、少しでも多くの方に事業の内容をご理解頂くべく縦覧場所において説明資料の配布も併せて行いました。</p> <p>感染拡大防止の観点から、環境影響評価方法書の段階では、公告した日程での説明会実施を延期することとしましたが、今後、感染症に関する国内事情を考慮しつつ、環境影響評価法の定めに限らず地域の皆様への自主的な事業説明を順次実施させて頂く予定としており、地域の皆様のご理解を得たうえで、手続きを進めてまいります。</p>
2	<p>2. 水害や土砂災害の発生による影響を検討すべき</p> <p>計画区域は、江合川、鳴瀬川の上流域にあたる。その下流域では過去に大規模な水害が幾たびも発生している。とりわけ近年、想定を超える降雨量が各地で記録されていることから、そのことも考慮に入れた検討が必要である。</p> <p>さらに同じ河川の上流域に、貴社が計画する「宮城山形北部風力発電事業」「(仮称)ウインドファーム八森山」をはじめいくつもの風力発電事業が計画されている。これらをすべて実行した場合の影響を</p>	<p>水害や土砂災害の発生への影響については防災上の重要な観点と考えております。環境影響評価法で求められる環境配慮とは異なり、事業の林地開発許可申請制度等の各種許認可申請において、土砂流出防止のための造成計画や、水源の保全のための設備(沈砂池等)の設置が求められるため、適切に対応致します。</p> <p>他事業も考慮した環境への複合影響につきましては、隣接している「宮城山形北部風力発電事業」に関連した累積的な環境影響について予測・評価を行</p>

(表は次ページに続く)

	<p>だれが考慮し、検討するのか。</p> <p>加えて、計画区域の下流域には「鳴瀬川総合開発事業」として鳴瀬川ダム建設、漆沢ダムの治水専用化が計画されている。</p> <p>貴社が計画している「(仮称)宮城山形北部風力発電事業」の「環境影響評価方法書に対する意見」(令和2年7月10日付、宮城県知事 村井嘉浩)には「累積的な影響等」として「事業区域の近隣で計画されるダム事業や風力発電事業との累積的な環境影響について調査、予測及び評価を行うこと」と明記されている。当然ながら、同じことが本事業においても求められる。</p>	<p>うとともに、近隣の事業(他事業者様)については、公開情報や事業者間の情報交換により統一的予測が可能になった項目については、累積的な環境影響について検討を行います。</p>
3	<p>3. 景観について</p> <p>鳴子温泉郷から5キロほどしか離れていないので、景観の問題は留意が必要である。この間の、宮城県環境影響評価技術審査会の会議録を見ると、「東北の宝である鳴子温泉郷」の景観を損なわないためには、風車を見えないようにすることが必要との指摘がおこなわれている。そのことからすると「風車がどのように見えるか、フォトモンタージュ(合成写真)を作成し・・・」(「説明資料」P43)と、見えることを前提に調査するのはおかしい。見えないようにどうするか、という姿勢が求められることを肝に銘じるべきである。</p>	<p>鳴子温泉郷からの景観について、引き続き計画を検討し、景観への影響を極力回避又は低減した計画となるよう配慮してまいります。</p>
4	<p>4. 放射能汚染土壌や工事による拡散の影響について調査すべき</p> <p>福島原発事故から10年が経過したが、鳴子温泉に隣接する「道の駅」(大崎市岩出山池月)では、未だに付近で採れた山菜やキノコを販売できないでいる。この付近の森林地帯には、未だに放射能汚染物質が滞留していることは間違いない。</p> <p>計画区域の全域にわたって、その滞留状況を調査し、工事等によってそれが拡散する危険について考慮しなければならない。</p>	<p>原子力規制委員会発表資料によれば、対象事業実施区域及びその周囲においては、空間線量率の高い地域は確認されていないと考えておりますが、頂いたご意見を考慮しまして、風力発電機の設置予定位置及び工事用道路の建設予定位置において空間線量率の測定及び表層土壌の放射性物質濃度の測定を実施し、予測・評価いたします。</p>
5	<p>5. 低周波被害について直視するべき</p> <p>風力発電事業を拡充、発展させることは、エネルギー問題、地球環境問題を考える上でも極めて重要だと考える。しかし、その事業については、自然との調和、生活環境への影響を十分に考慮しなければ本末転倒になってしまう。</p> <p>その最大の問題が、低周波被害についての考え方である。国は一貫して「風車騒音の超低周波音領域の成分は、知覚できないレベルである」「このことは、風車騒音は超低周波音による問題ではないことを示している」という立場をとってきた。「説明資料」においても全く同じことが記載(P30)されている。</p> <p>国も事業者も、この「感覚閾値論」を振りかざし、実際に各地域で起きている被害に目を向けず、単なる「気の性」としてまともに向き合っていない。このことが、風力発電に対する国民の不信を招き、反対運動が引き起こされる大きな要因の一つになっている。低周波問題も含めた風力発電の規制のしくみ、住民参加のしくみが確立しなければ、風力発電事業の拡充も発展もできないことを自覚すべきである。</p> <p>そもそも「音として知覚できない」と「人体に影響はない」ことは同一ではない。見えない放射性物質が人体に影響を与えるように、無味無臭の毒物が存在するように、「音として知覚できない」と</p>	<p>事業者としては、現時点での関係法令、基準等に基づく環境アセスメントを確実に実施してまいります。一方、今後ご指摘の生理学的影響への因果関係等が公知の事実となり、関連する法令、基準等の改正が行われた際には、それに沿った予測・評価を実施いたします。</p>

<p>しても人体への影響は考慮されなければならない。</p> <p>低周波被害に苦しむ人々は、騒音として「耳に聞こえる」のではなく、「脳に響く」「脳を揺さぶられる」と訴えている。そして、これらの人々は、風車が止まっていたり、風力発電施設から遠く離ればその症状はなくなるのである。</p> <p>成蹊大学理工学部の岡田健氏は、「音として聞こえるか聞こえないかという事と、生理学的影響による発症の有無の間には因果関係はない」と述べ「今問題になっているのは『聞こえない音』の問題です」「脳には『音』として認識されなくても、その振動は確実に蝸牛に伝わっているはずですから・・・蝸牛とつながった三半規管にもなんらかの影響を与えていることも十分に考えられます」と述べている。(日本騒音制御工学会研究発表講演論文集(2010年9月))</p> <p>これ等の指摘は、日本弁護士連合会が「低周波音被害について医学的な調査・研究と十分な規制基準を求める意見書」(2013年12月20日)ですすでにおこなわれているものである。</p> <p>国は繰り返し、風力発電施設から発生する騒音等への対応について検討をしているが、根本にある「感覚閾値論」を前提としているため、具体的な対応には前進が見られない。</p> <p>本事業においては、「低周波被害」はあるものとして、対応と対策を強く求めるものである。</p>	
--	--

(意見書2)

No.	意見の概要	事業者の見解
6	<p>環境影響評価法の改正により、方法書における説明会の開催が義務化されているはずなのに、コロナウイルスが蔓延しているということを理由に、説明会を一方的に中止にすることは、地域住民のことを考えていないとしか思いません。</p> <p>一体、誰のための、何のための事業なのですか？金もうけのためだけの事業なのですか？自然エネルギーといいながら、大規模に自然を破壊した上での風力発電など、この地域では必要としていません。</p> <p>さらに言えば、鳴子温泉地域で、貴社の事業を知っている人がどれくらいいると思いますか？この計画を知っているのは5%にも満たないと思います。</p> <p>誰にも知られないように、コソコソと、パレナイ内に事業を進めてしまいたいようにしか感じられません。自分が生まれ育った大好きな町に、風力発電事業はいらないです。</p> <p>誠実な対応を求めるべく、次の要望を意見いたします。</p>	<p>令和3年年始からの新型コロナウイルス感染の急拡大と、緊急事態宣言発令、県をまたぐ移動の自粛要請がなされた状況、更に一部の開催予定会場からは住民説明会の中止要請も頂いておりました。当然ながら、来場を希望されていた方がいらっしゃることも承知しておりましたが、当社としては環境影響評価法第七条の二第4項の中止要件に相当する状況であり、安全への配慮を優先することとしました。</p> <p>一方で、少しでも多くの方に事業の内容をご理解頂くべく縦覧場所において説明資料の配布も併せて行いました。</p> <p>感染拡大防止の観点から、環境影響評価方法書の段階では、公告した日程での説明会実施を延期することとしましたが、今後、感染症に関する国内事情を考慮しつつ、環境影響評価法の定めに限らず地域の皆様への自主的な事業説明を順次実施させて頂く予定としており、地域の皆様のご理解を得たうえで、手続きを進めてまいります。</p>
7	<p>【要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画を一時中断し、新型コロナ感染症の終息後に住民説明会の実施を求めます。 ・感染症対策を講じた上での住民説明会の実施および意見書提出締め切り期限の延長を求めます。 ・説明会は、実績のために数回やればよいだけではありません。本当にこの地域のことを考えているなら、全行政区で説明会を行ってください。 	<p>No.6に記載のとおり、今後は感染状況を考慮しつつ、地域の皆様への自主的な説明を順次実施させて頂く予定としております。そこでは皆様のご意見を伺い、今後の事業計画に極力反映してまいります。</p>
8	<p>・低周波の影響について、質問があるなしに関わらず、必ず住民に説明する場を設けてください。影響がない場合の話しをするのではなく、人体に悪い影響が出ているデータ、世界的な事例を、説明してください。そのようなことも起こりうるという内容を、事業者側で、しっかりと住民に伝えてください。</p>	<p>低周波音に関しては環境影響評価の項目として選定しておりますので、調査、予測及び評価の結果について説明いたします。</p>
9	<p>・仮に、事業が始まったとして、鳴子地域の方に一人でも、風力発電が建設された以降、原因不明の生活がままならない体調不良を起こした場合、いかなる場合においても、治療代等を全額補償する旨を盛り込んだ契約を、希望する住民一人ひとりと結んでください。(契約書として、しっかりと文書で残してください)</p> <p>※曖昧な回答ではなく、はっきりとした回答をお願いします。</p>	<p>今後、本事業実施後に住民の方々の体調不良が発生し、本事業実施との科学的・医学的な因果関係があると明らかとなった場合、事業者として健康被害の補償を行うこととお約束します。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
10	<p>当該風力発電事業は、規模の大きさから自然環境および生活環境に少なからぬ影響を与える懸念がある事は明白であり、その事から地域住民の事業への理解および協力が必要不可欠であると考え。そこで、住民の生活環境保全の見地から意見したい。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、1月21、22日の加美町および大崎市の住民説明会の開催を中止しているが、これは当該事業自体も中止するという事か。</p> <p>コロナ禍の状況であることから、従来計画通りに住民説明会を開催できないという事は理解できる。しかし、環境影響調査書が必要な大規模の事業であるにもかかわらず、直接に事業者の詳細な説明を聞く機会も質問する機会もなく、事業のみが次のステージに進むという事は言語道断であり到底看過できない。大きな天災などで住民説明会ができないという事は考えられるが、説明会ができない、もしくは、故意にやらないならば事業は中止か凍結、説明会が延期になるならば事業も延期となるのは当然の事である。</p> <p>住民説明会は法的にも開催が求められているものであり、コロナ禍であることから人数の制限や会場の変更、もしくは開催時期の延期は理解できるが、中止という選択肢は全く理解できない。</p> <p>即刻、事業の白紙撤回もしくは凍結、または後日の説明会日程を設定するなど善処を強く望む</p>	<p>事業自体の中止ではなく、説明会を中止としたものです。中止判断の背景はNo.1にも述べましたように、令和3年年始からの新型コロナウイルス感染症の急拡大と、緊急事態宣言発令、県をまたぐ移動の自粛要請がなされた状況、更に一部の開催予定会場からは住民説明会の中止要請も頂いておりました。当然ながら、来場を希望されていた方がいらっしゃることも承知しておりましたが、当社としては環境影響評価法第七条の二第4項の中止要件に相当する状況であり、安全への配慮を優先することとしました。一方で、少しでも多くの方に事業の内容をご理解頂くべく縦覧場所において説明資料の配布も併せて行いました。</p> <p>感染拡大防止の観点から、環境影響評価方法書の段階では、公告した日程での説明会実施を延期することとしましたが、今後、感染症に関する国内事情を考慮しつつ、環境影響評価法の定めに限らず地域の皆様への自主的な事業説明を順次実施させて頂く予定としており、地域の皆様のご理解を得たうえで、手続きを進めてまいります。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
11	<p>①想定区域： 本事業の想定区域は、ゾーニングマップ上では、かろうじて「導入可能性エリア」に該当しますが、「保護優先・地形障害エリア」と「配慮・調整エリア」が複雑に隣接して、複雑な山の稜線区域をかいまぬって風車を無理矢理建設する気合が見えます。また、想定区域周辺の土地も、「保護優先・地形障害エリア」と「配慮・調整エリア」に該当しています。なぜこのような土地に、風力発電機が建設可能なのでしょうか。市民に分かるように説明下さい。</p> <p>環境大臣も配慮書の意見では、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、事業計画の大幅な見直しを行うこと、としています。このことから本事業は、現段階で中止すべきと考えます。</p>	<p>対象事業実施区域の多くの領域が、宮城県の「風力発電導入に係る県全域ゾーニングマップ」における、「導入可能性エリア」となっております。宮城県によれば「導入可能性エリア」は、「一定程度の面積が確保されており、導入可能性を有しているエリア」とされており、「配慮・調整エリア」、「保護優先・地形障害エリア」については、森林法（保安林）等の許認可等の制約を考慮したエリアとされております。保安林については、保安林作業許可等申請による事業地化の方法が考えられるため、事業地化不可能なエリアではないと考えております。今後、関係機関と協議の上、適切に対応して参ります。</p>
12	<p>②累積的な影響： 本事業の他に、大崎市や隣接の加美町では風力発電事業が目白押しで、少なくとも211基あります。</p> <p>道路工事等の段階から、著しい環境負荷が想定され、騒音、粉塵、土砂崩れ、水害、獣害等の被害が累積的だと素人でも想像が容易です。建設後も、低周波音、騒音等による健康被害、放射能汚染物質の飛散などの健康被害が心配されます。</p> <p>方法書に掲載の近隣の他事業だけでなく、現時点で大崎市並びに加美町にある全計画事業との累積的な環境影響を、他業者と協力して調査、予測し評価して下さい。</p> <p>なお、全事業を対象とした累積評価を希望する理由は、最も懸念する低周波音による健康被害は、フィンランドの環境医学協会(Finnish Association for Environmental Health)では、「症状の現れ方は、風車から15～20km以上離れて初めて、大きく軽減した。しかし、違う方向に風車があったり、影響のある地域に長く滞在していると、症状が出るリスクは増加した。」と報告があります。本事業も含め、他事業のほとんどが、鳴子温泉郷地域から半径20km地点に重なっているからです。</p>	<p>他事業も考慮した環境への複合影響につきましては、隣接している「宮城山形北部風力発電事業」に関連した累積的な環境影響について予測・評価を行います。また、近隣の事業（他事業者）については、公開情報や事業者間の情報交換により統一的予測が可能になった項目については、累積的な環境影響について、検討を行います。</p>
13	<p>③風車による低周波音・騒音： 調査、測定範囲が、計画地からわずか数km周辺だけでは不足です。風車による低周波音・騒音の調査測定範囲を大幅に拡張し半径20km以上とし、これらの影響がないと分かる場所まで測定して下さい。</p> <p>また、その判断基準値も、現行日本で使われているものではなく、国内外において研究実績のある中で最も厳しい基準値で評価して下さい。</p> <p>理由は、導入予定の風車は、高さ209mと巨大で、日本の険しい山では想定外の低周波音や騒音が共鳴することが想定されるからです。現行の日本で指標となっている数値もあてはまらない場合も想定し、住民の安全と健康を第一優先に守るべきです。</p>	<p>本事業の風力発電機設置予定範囲から、騒音・低周波の影響を考慮すべき直近の距離1.6kmの居住地及び次に近い2.4kmの居住地の2地点で現地調査を行うとともに、予測・評価を行います。これは一般に考えられる風力発電機の騒音、低周波の影響が及ぶ範囲を十分考慮した調査地点の設定と考えております。この距離以遠では、他の社会的活動・生活活動による影響が支配的なものとなり、本事業の影響は非常にわずかなものになると考えます。</p> <p>また評価基準等については、現時点での関係法令及び基準等を確実に順守します。</p>
14	<p>④放射能汚染物質の飛散： 本事業予定地、大崎市及び加美町は、東日本大震災による福島原発事故による放射能汚染物質の漏洩で、セシウム値が高いと聞いています。放射能汚染物質の測定はしますか。する場合は、飛散についての調査も含めて、測定箇所を広域かつ大幅に増やして、予測及び評価をして下さい。</p>	<p>対象事業実施区域及びその周囲は、原子力規制委員会発表資料によれば、空間線量率の高い領域は確認されておらず、放射性物質が相当程度拡散または流出する恐れは小さい地域と考えておりますが、頂いたご意見を反映しまして、風力発電機の設置予定位置及び工事用道路の建設予定位置において空間線量率の測定及び表層土壌の放射性物質濃度の測定を実施する予定です。</p>

15	<p>⑤近隣施設からの放射能汚染物質の飛散： 本事業計画地近隣に、大崎広域西部玉造クリーンセンターがあり、農林業系汚染廃棄物を受入れ焼却処理しています。その関係もあるのか本事業周辺地域は、セシウム値が高いと心配し、市民グループや民間団体が独自でセシウム値など計測しています。</p> <p>計画地エリア内で発生しうる放射能汚染物質の計測だけでは不足です。計画地外周辺の広域において発生している放射能汚染物質の存在にも着目し、季節変動による風向きや強度も考慮し、民間グループらのデータも参考にしながら、放射能汚染物質の飛散について調査、予測及び評価をして下さい。</p>	<p>No14 で述べましたように、風力発電機の設置予定位置及び工事用道路の建設予定位置において空間線量率の測定及び表層土壌の放射性物質濃度の測定を実施し、予測・評価いたします。</p>
16	<p>⑥健康被害・事故被害発生時の対応： 風車建設工事及び建設後において、風車による健康被害や事故が発生し、地域にある財産や地域住民に被害が発生した場合は、どのような対応を取るのでしょうか。それぞれにおいて想定し体制を含めた対応策を教えてください。また、補償についても考えを示してください。</p>	<p>住民の方々に健康被害が発生し、本事業実施との科学的・医学的な因果関係の証明がなされた場合、事業者として健康被害に対して補償を行います。また、事業者の責に帰すべき事由により事故が発生した場合は、被害に対して補償を行います。</p>
17	<p>⑦事業終了後の処理： 本事業は、20年間の事業で、その後は更地に戻して東北大学へ返却すると聞いている。建設した風車や設備等を撤去し更地に戻す工事にかかる、環境影響を計画段階で、調査、予測、評価し、工事期間も合わせて示して下さい。</p>	<p>現時点では、20年間の事業終了後、原状復帰のための撤去工事が想定されますが、発電所アセス省令においては、事業の新設工事あるいはリプレース等の事業の一部として実施される撤去工事を除き、撤去工事はアセスメント対象ではありません。</p> <p>従って、撤去工事に関しては、仮に20年後に設備のリプレース等の更新を行う場合に、リプレース事業の一部としてアセス対象とする想定です。</p>
18	<p>⑧想定外の自然災害事故が発生した場合： 東日本大震災による福島原発事故の教訓として、建設計画当初から、想定外の規模の自然災害・事故が発生した場合でも、自然環境や人の生命に重大な影響を及ぼさないように設計し、費用の準備も必要だと考えます。このことについて、貴社はどのように考え、準備していますか。現在の日本のしくみでは、環境アセスには災害事故を想定した環境影響評価の項目は存在しません。</p> <p>しかし、対象事業の目的にある通り、「東日本大震災の経験を経て」再生可能エネルギーの推進地として本事業を位置づけているわけですから、多くの犠牲を払って生き残った私たちの使命としても、自然災害・事故を可能な限り想定した環境影響評価の実施を、貴社が日本のパイオニアとして行って下さい。</p>	<p>貴重なご助言ありがとうございます。今後も風力発電施設の建設及び運用に関しての災害事例や、関連する最新の知見の収集に努め、できる限り事業計画に反映し、自然災害への備えを行ってまいります。</p>
19	<p>⑨地域住民等への積極的な情報提供： 縦覧期間が短期間な上、資料がPC上にダウンロードも印刷できず、理解するための情報収集や、質問や意見を本書面でお伝えするのに極めて困難で、残念ながら細かい部分は記載する時間がありませんでした。</p> <p>また、本事業の理解のために、法定説明会は必須ですが、コロナを理由に中止しました。これでは、住民への開かれた情報提供をしたとは言えません。法定説明会は必ず行い、それ以外の説明会も定期的に開催して下さい。</p> <p>また、周知の方法については、貴社や自治体のホームページだけでなく、自治体の広報、新聞公示、新聞チラシなどを使用して、子供から高齢者まで幅広く周知徹底を希望します。</p>	<p>縦覧につきましては、環境影響評価法に基づき適切な期間縦覧を行っております。周知については今後の手続きにおいて、より多くの皆様に事業を知っていただけるよう配慮して参ります。</p> <p>住民説明会については、No.1 で記載しました事情により中止としましたが、今後は新型コロナウイルス感染状況を考慮しつつ、地域の皆様への自主的な説明を順次実施させて頂く予定としております。</p>
20	<p>⑩来訪者への情報提供： 本事業は、国内外有数の観光地です。温泉地として全国番付で東日本横綱に選定されたほどです。</p>	<p>観光客への意見聴取については、必要に応じて実施する等検討してまいります。</p>

	<p>方法書の「景観」について、湯治の来訪者、観光客等からの意見収集について、具体的な期間、調査規模、調査内容等について教えてください。</p>	
21	<p>⑪景観フォトモンタージュ画像について： 風車の見え方を、ガイドブックなどに掲載されているような主たる観光地からフォトモンタージュ画像にて示してくれるのでしょうか。しかし、フォトモンタージュ画像では、設定した場所からの画像風景しか把握できません。今の時代は、GISで鳥が飛んでるような空間的視野で土地の様子が把握できるものがあります。 本事業地は、国内外屈指の観光地です。観光客は設定した場所だけ見ているのではありません。GISの使用で、分かりやすく風車のある風景を提示して下さい。</p>	<p>風車の見え方について、観光パンフレット等も参考にし、フォトモンタージュを作成する地点を選び、住民説明会等においてお示しいたします。また、特定の位置からではなく、複数個所からの予測を行い、景観への影響に配慮してまいります。</p>
22	<p>⑫希少な渡り鳥の保護： 本事業地及びその周辺一帯は、希少な渡り鳥であるガン類や白鳥類が越境する際の休憩地となっています。大崎市の観光PRマスコットとして、マガンの「パタ崎さん」がいるほど、マガンは大崎市のシンボルです。 そのマガンが風車羽の衝突事故バードストライクで傷を負ったり、越冬を妨げて個体数自体を減少することに繋がる風車の建設は、全くあり得ない話だと思います。 宮城県の北部にある沼は、ラムサール条約湿地として指定されており、鳴子温泉郷地域も越境する渡り鳥を保護する義務があります。 もし、風車の建設中または建設後に、風車建設が起因による希少な渡り鳥の死が確認された場合、どのような対応をなさいますか。 国際的にも批判が浴びることになりかねない本事業は、中止すべきです。</p>	<p>方法書にお示ししたとおり、マガンを含む渡り鳥について、対象事業実施区域及びその周辺における飛翔の状況を現地調査により把握してまいります。その結果を踏まえ、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成23年、平成27年修正版）等に基づき定量的に衝突リスクを算出し、また、有識者からの助言を踏まえながら、影響が低減できるような事業計画を検討してまいります。</p>
23	<p>⑬希少な渡り鳥の調査： 2019年2月に玉造斎場及び有限会社ちゅうそう周辺の田んぼ、江合川に白鳥の群れを確認しています。また、2020年11月にも川渡地区の田んぼで、白鳥を確認しています。事業想定区域外の近隣の場所で、渡り鳥が確認されていることから、事業想定区域上空も飛来している可能性は有ると思います。白鳥に限らず、マガン類も含めて、地元の野鳥の生態に詳しい団体にヒアリングをして頂き、合同調査も依頼して、事業想定区域外の近隣の場所でも希少な渡り鳥の調査、予測及び評価をして下さい。</p>	<p>方法書にお示ししたとおり、マガンを含む渡り鳥について、対象事業実施区域及びその周辺における飛翔の状況を現地調査により把握してまいります。また、今後実施する現地調査の手法や結果について、県内の鳥類に詳しい団体の方にも確認いただきながら、事業実施による鳥類への影響の程度の予測をおこなってまいります。</p>
24	<p>⑭大崎市の各条例、市計画との整合性： 大崎市は、「日本農業遺産」、「世界農業遺産(GIAHS: ジアス)」に認定され、さらに、「大崎市景観条例」を策定中で、今年の10月から施行予定となっており、自然と人間との共生を視野に入れた、景観の保全を積極的に取り組んでいます。 鳴子峡や、鳴子温泉を筆頭に、伝統ある米の栽培や山の幸など食自慢も大崎市の魅力として全面に出しています。 このような、大崎市の景観町づくりに反した、健康被害、環境破壊が懸念される風力発電事業は、必要ないと考えますので、事業の中止を求めます。</p>	<p>新たに施行される予定である「大崎市景観条例」を十分理解した上で、可能な限り今後の事業計画に反映してまいります。</p>
25	<p>⑮人と自然との触れ合いの活動の場： 方法書の記述以外に、毎年4月に川渡地区で「おおさき鳴子温泉 菜の花フェスティバル」が、秋に岩出山地区で「大崎バルーンフェスティバル」が開催さ</p>	<p>「おおさき鳴子温泉菜の花フェスティバル」につきましても、調査地点に選定しております「川渡温泉湯沢川堤防」とともに予測評価を実施いたします。 「大崎バルーンフェスティバル」につきましても、</p>

	<p>れています。</p> <p>この2件についても、環境影響評価の対象項目として計上して下さい。</p> <p>いずれも、広域な景観を楽しみに地域住民だけでなく、地域外からの来訪者が数多くあります。このような、他の地域には滅多にないイベントに参加する人は、風車のある景観を望んでいるでしょうか。貴重な、観光収入も減少する恐れのある本事業は中止すべきです。</p>	<p>拠点となる「大崎市岩出山江合川あったか河川公園」から本事業地までは15km程の離隔があること、関係機関へ確認したところ飛行ルートからも離隔があることから、本事業による影響は軽微なものと考えております。</p> <p>ご指摘も踏まえ、引き続き本事業地周辺の人と自然との触れ合いの活動の場について現況把握に努め、必要な環境保全措置等について検討してまいります。</p>
26	<p>⑩令和3年大崎市観光ポスター： 今年の大崎市観光ポスターをお見せします。 潟沼から一望する、鳴子温泉郷の風景です。これに、本事業の風車5基はどこに位置しますか。手書きで結構ですので、記して下さい。</p> <p>また、これを見て、大崎市は訪れる人に何を訴え、何を期待していると考えますか。このことと、本事業とはどのように影響しますか、「景観」、「人と自然との触れ合いの活動の場」、「観光地」という観点から考えをお聞かせください。</p>	<p>ご指摘のポスターについて情報収集の上、適切な調査地点を検討いたします。</p> <p>また、大崎市とも適宜協議を行い、本事業の景観への影響を極力低減できるよう配慮してまいります。</p>
27	<p>⑪気象レーダーの支障： 風力発電用の風車が気象レーダーの近傍に設置された場合、気象観測データに大きな影響を及ぼす可能性があり、その結果、大雨警報等の防災気象情報の発表にも支障が生じるおそれがあると、気象庁が懸念しています。 https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/radar/windturbine.html</p> <p>このことについて、本事業が気象観測データに影響しますか。その調査、予測及び評価項目に掲げて実施して下さい。</p> <p>実際に、秋田市では2020年8月23日に、気象レーダーが誤作動したという新聞記事の報道があります。(秋田魁新報2020年10月24日掲載) 『秋田市や潟上市の沿岸部で8月、雨が降っていないのに気象庁のレーダーが大雨を観測する現象が起きた。風力発電の風車を雨雲と誤認識したためとみられる。各地に立ち並ぶ風車が防災上の障害になりかねないため、気象庁は対策を進めている。』 https://www.sakigake.jp/news/article/20201024AK0002/</p>	<p>対象事業実施区域に最も近い気象庁の気象ドップラーレーダーは、仙台市のレーダーとなりますが、本事業の風力発電機設置予定範囲からは、直線距離で50kmとなります。「世界気象機関の指針(WMO guidance statement on weather radar/wind turbine siting (The CIMO Guide, 2014))」によれば、レーダーから風車までの距離が45kmを超える場合、気象レーダー観測に与え得る影響としては、「通常はレーダーに観測されないが、電波の伝搬の状況によっては映りうる。」とされ、風車設置に対する指針として、「一時的に影響を受ける領域：風車の建設をレーダー側に通知することが推奨される。」とされています。</p> <p>以上のことから指針に従い、今後、風力発電機の規模・位置等が具体化された段階で、気象庁へ通知いたします。</p>
28	<p>⑫公共電波・携帯電話通信の支障： 事業地近くに、NHK第1放送1161kHz 鳴子ラジオ中継放送所があります。 風力発電の設備により、放送電波に支障がありませんか。また、各携帯電話通信については影響ありますか。それぞれの調査、予測及び評価項目に掲げて実施して下さい。</p>	<p>NHK第1放送1161kHz 鳴子ラジオは、AM放送であり、周波数が低いことから昼夜の電波強度の変動などが大きく、他の要因の影響を多大に受けることから、影響予測は難しいものと考えております。なお、AM放送は周波数が低いことから、電波の回折*効果が大きく、風力発電機による影響はわずかであるとと考えております。</p> <p>FM放送への影響に関しては、検討する予定です。 携帯電話通信は各携帯電話会社に影響について確認する予定です。</p> <p>(※回折) 電波が伝わる空間内に障害物が何もなければ電波は直進しますが、ビルや風力発電機等の障害物がある場合、電波は反射・透過・回折することになります。この内、回折は電波が障害物を回り込んで伝わる特性を言います。周波数が低い程回折の効果が大きくなり、建物の影になる場所にも電波が届きやすくなります。</p>

(意見書 5～11：同意見 7名)

No.	意見の概要	事業者の見解
29	<p>環境影響評価法の改正により、方法書における説明会の開催が義務化されています。改正法では、環境情報の広範な収集に資するよう方法書の内容についての理解を促し、対象事業におけるより適切な環境配慮を確保するため、方法書説明会の開催が導入されました。</p> <p>方法書説明会を開催することによって、これまで環境影響評価の結果を説明する準備書段階で提供されてきた環境情報をより早い段階で提供することとなり、事業者は環境配慮を検討する上で有用な情報を、より早い段階で入手することが期待されます。また、情報交流の機会が増えることは、事業自体に対する理解促進にも資すると考えられます。説明会は住民のためのものだけではなく、事業者にとっても有益となるものです。</p> <p>御社は令和3年1月21日、1月22日に加美町、大崎市で開催予定であった住民説明会を新型コロナウイルス感染症の拡大状況を理由に延期ではなく一方的に中止されました。住民説明会の不実施は今後環境アセスを進める上で、法的な瑕疵となる恐れがあります。近隣地域で計画されている他の風力発電事業者は感染症対策を講じた上で住民説明会を実施しております(※(仮称)六角牧場風力発電事業 市民風力発電・CSS 1月16日に説明会実施)。感染症を口実に住民への説明責任を放棄することは社会的に容認されるものではありません。</p> <p>要望</p> <p>①事業計画を一時中断し、新型コロナウイルス感染症の終息後に住民説明会の実施を求めます。</p> <p>または、</p> <p>②感染症対策を講じた上での住民説明会の実施、及び意見書提出締切期限の延長を求めます。</p>	<p>当社として地域の皆様への説明をしないまま事業を進めることはできないと認識しております。</p> <p>今後、新型コロナウイルス感染状況、緊急事態宣言の発令状況等を考慮しつつ、地域の皆様への説明を順次実施させて頂く予定としております。本事業の概要、今後実施する環境アセスメントの内容を説明させて頂き、地域の皆様のご意見を賜り、ご理解を頂たくえで今後の手続きを進めてまいります。</p>

(意見書 11 の内、追加意見)

No.	意見の概要	事業者の見解
30	<p>インターネットでの公開ではなく再度説明会を求めます。なぜならインターネットを繋いでいない家庭も多く、またスマートフォンの所持率も低い、そして持っても情報にたどりつくことの難しい人も多いためです。新型コロナウイルス対策を実施の上、そして説明会の実施にあたっては、風車から15km圏内にあたる住民には書面で各戸配布にて通達してください。</p> <p>風力発電機の耐用年数を経過した後の処理について 貴社が自己破産等した場合、風力発電機は事業終了後必ずしも撤去されるとは限らないと聞きました。それは本当ですか？事業期間終了後の撤去をお約束、明記ください。</p> <p>健康被害を訴える住民が出た場合の対応について 地域住民が風力発電が建ってから睡眠障害等の健康</p>	<p>当社として地域の皆様への説明をしないまま事業を進めることはできないと認識しております。</p> <p>今後、新型コロナウイルス感染状況、緊急事態宣言の発令状況等を考慮しつつ、地域の皆様への説明を順次実施させて頂く予定としております。本事業の概要、今後実施する環境アセスメントの内容を説明させて頂き、地域の皆様のご意見を賜り、ご理解を頂たくえで今後の手続きを進めてまいります。開催の周知方法については地区の代表の方ともご相談の上、対応いたします。</p> <p>事業実施の際には、風力発電所の運営等に特化した特別目的会社を設置し、当社(株式会社グリーンパワーインベストメント)の継続が困難となった場合においても風力発電所の運営・管理・撤去等に影響が及ばないような組織体制といたします。従って、管理主体が存在しない構造物を現地に投棄することはありません。</p> <p>本事業実施後に住民の方々の体調不良が発生し、それが本事業実施によるものと、科学的・医学的な因</p>

(表は次ページに続く)

<p>被害を訴えた場合</p> <p>専門的治療を受けようとするとうままで行かなくてはならない医療を受けるのが比較的難しい地域です。風力発電機による健康被害を疑った際には、いったいどの診療科を受診すればよいのでしょうか。またその際の受診にかかわる交通費、費用、また転居を余儀なくされた場合の費用はどこが負担するのでしょうか。</p>	<p>果関係の証明がなされた場合、事業者として健康被害の補償を行うこととお約束します。</p>
--	---

日刊新聞に掲載した公告

・河北新報（令和2年12月17日：縦覧の場所・時間、意見書の提出）

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)宮城山形北部風力II発電事業 環境影響評価方法書」を縦覧いたします。

- 一、事業者の名称 株式会社グリーンパワーインベストメント
代表者の氏名 代表取締役社長 坂木 満
事務所の所在地 東京都港区赤坂一―一―四四 赤坂イン
ターシティ三階
- 二、対象事業の名称 (仮称) 宮城山形北部II風力発電事業
種類 風力発電所設置事業
規模 発電設備出力：最大二万五千キロワット
基数：五基程度
- 三、対象事業実施区域 宮城県 加美郡加美町、大崎市
- 四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 宮城県 加美郡加美町、大崎市
宮城県庁(環境生活部環境対策課)、加美町役場(本庁舎、小野田支所及び宮崎支所)、大崎市役所(東庁舎一階及び鳴子総合支所)。
- 五、縦覧の場所・時間 ※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時
期間 令和二年十二月十七日(木)から
令和三年一月二十五日(月)まで
- 六、意見書の提出 電子縦覧 <http://greenpower.co.jp/category/information/>
本環境影響評価方法書について、環境保全の見地からのご意見・ご質問をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、縦覧場所にご設置しました「ご意見箱」にご投函いただくか、お問い合わせ先宛へ郵便にてお送りください(令和三年二月八日(月)当日消印有効)。
※意見書に記載された個人情報等は、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。
- 七、住民説明会 新型コロナウイルスの感染拡大防止が求められる現在の状況から、住民説明会の実施については検討中です。
- 八、問い合わせ先 株式会社グリーンパワーインベストメント
〒107-0052 東京都港区赤坂一―一―四四 赤坂インターシティ三階
Eメール gpi.info@greenpower.co.jp
※Eメールによる、方法書の内容に関するご意見、お問い合わせはお受けしておりません。

・河北新報（令和3年1月8日：説明会の開催）

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)宮城山形北部II風力発電事業 環境影響評価方法書」の住民説明会を開催いたします。

- 一、事業者の名称 株式会社グリーンパワーインベストメント
代表者の氏名 代表取締役社長 坂木 満
事務所の所在地 東京都港区赤坂一―一―四四 赤坂イン
ターシティ三階
- 二、対象事業の名称 (仮称) 宮城山形北部II風力発電事業
種類 風力発電所設置事業
規模 発電設備出力：最大二万五千キロワット
基数：五基程度
- 三、対象事業実施区域 宮城県 加美郡加美町、大崎市
- 四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 宮城県 加美郡加美町、大崎市
- 五、住民説明会の開催を予定する場所・日時
一、加美町 旭地区公民館
(宮城県加美郡加美町宮崎字小原四十四―一)
令和三年一月二十一日(木) 午後十八時三十分から
二、大崎市 中山コミュニティセンター
(宮城県大崎市鳴子温泉字星沼十九―二十五)
令和三年一月二十二日(金) 午後十八時三十分から
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため、説明会を中止する場合があります。
ご来場前に左記ホームページをご確認ください。
<http://greenpower.co.jp/category/information/>
お問い合わせ先
- 六、お問い合わせ先 株式会社グリーンパワーインベストメント
〒107-0052 東京都港区赤坂一―一―四四 赤坂インターシティ三階
Eメール gpi.info@greenpower.co.jp
※Eメールによる、方法書の内容に関するご意見、お問い合わせはお受けしておりません。

自治体広報誌への掲載
「広報かみまち」(No. 214) 令和3年1月号 18 ページ

今月のお知らせ

令和3年度
加美町会計年度任用職員登録者の募集

令和3年度加美町会計年度任用職員の登録者を募集します。募集内容などの詳細は、町ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

応募締切

1月8日(金) (郵送必着)

申込方法

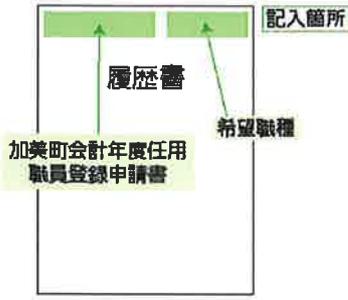
左記の①・②を総務課人事給与係へ提出(郵送可)

※申込書類の返却はしません。

①顔写真付きの履歴書

(左上余白に「加美町会計年度任用職員登録申請書」、右上余白に希望職種を記入)

②必要な免許証・資格証等の写し(希望職種が資格を必要とする場合)



任用期間

令和3年4月1日

～令和4年3月31日

※任用期間は、1年度毎です。申込者には、2月中旬頃に登録通知を送りますが、必ず任用されるとは限りません。登録者の中から選考された方に対し面接試験を行い、合格した方が任用となります。

書類送付先・問合せ

総務課人事給与係 (〒981-1429 加美町字西田三番五番地、☎63-3111)



環境影響評価
方法書の縦覧

(株)グリーンパワーインベストメントが計画している風力発電事業に関して、環境影響評価法に基づき、「環境影響評価方法書」を縦覧に供し、意見を募集します。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止が求められる現在の状況から、住民説明会の実施については検討中です。

対象事業

①(仮称)宮城山形北部Ⅱ風力発電事業
②(仮称)ウインドファーム八森山

縦覧期間

①1月25日(月)まで
②1月15日(金)～2月15日(月)午前8時30分～午後5時15分(土日祝日除く)

縦覧場所

加美町役場町民課、小野田支所、宮崎支所(①のみ)

電子縦覧

<https://greenpower.co.jp/category/information/>

意見提出

①2月8日(月)、②3月1日(月)(当日消印有効)までに、必要事項(住所・氏名・電話番号・環境保全の見地からの意見)を記入のうえ、縦覧場所に設置の意見箱へ投函または左記へ郵送。

問合せ

(株)グリーンパワーインベストメント ☎107-0052
東京都港区赤坂1-11-44
インターシティ3階、E-mail: gpi_info@greenpower.co.jp

消防出初式

令和3年消防出初式は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から規模を縮小し、消防関係者のみで開催することになりました。

なお、例年実施している消防ポンプ車の町内パレード、団員召集のサイレン吹鳴、車両展示のイベントを中止し、式典のみでの開催となります。

日時 1月11日(月・祝) 午前10時

会場 中新田パツハホール
問合せ 危機管理室 ☎63-5264

Self introduction ★ALTの自己紹介★

Roger Schwartz
ロジャー・シュワルツ
担当
東小野田小学校など
7カ所
出身地
アメリカ合衆国
カリフォルニア州



もっと日本語や日本文化を学びたいと思い、昨年10月に来日しました。
趣味は映画やコンサートを観ること、そしてハイキングなどの運動も好きです。また、休日には日本語の勉強や散歩をしています。
加美町の人たちはとても親切に接してくれます。とてもいい“お・も・て・な・し”をしてくれて、ありがとう!!

当社ホームページ掲載内容 公告時（令和2年12月1日）掲載



[TOP](#)
[わたしたちの取り組み](#)
[ニュース](#)
[日本各地の事業](#)
[会社案内](#)
[採用情報](#)

ニュース ▶ ニュース・お知らせ

(仮称) 宮城山形北部Ⅱ風力発電事業 環境影響方法書の電子縦覧について

○ 2020年12月17日 ■ public relations □ お知らせ

(仮称) 宮城山形北部Ⅱ風力発電事業 環境影響方法書の電子縦覧について

★事業名
株式会社グリーンパワーインベストメント

★事業の名称
(仮称) 宮城山形北部Ⅱ風力発電事業

★実施区域
宮城県：加美郡加美町、大崎市

★関係地域の範囲
宮城県：加美郡加美町、大崎市

★設置場所
加美町役場（宮城県加美郡加美町字西田三番5番地）
加美町小野田支所（宮城県加美郡加美町字長巻75-2）
加美町真崎支所（宮城県加美郡加美町字屋敷1-52-4）
大崎市役所東庁舎1階 市政情報センター（宮城県大崎市吉川七日町1-1）
大崎市塩子総合支所（宮城県大崎市塩子豊泉字新屋敷65）
宮城県庁庁舎13階 環境生活部環境対策課（宮城県仙台市青葉区字町3-8-3）

★縦覧期間
令和2年12月17日（木）～令和3年1月25日（月）
縦覧時間は、土・日・祝日及び年末年始を除く開庁時間
意見募集は、令和3年2月8日（月）といたします。

★電子縦覧
●方法書
●目次
(各章へのリンクについては上記目次ページからご確認ください)
https://my.ebook5.net/gpi_eia/miyagiyamagatahokubu2_houhoukyo/
●要約書

★意見書
●意見書書式

方法書及び要約書は、令和2年12月17日（木）～令和3年1月25日（月）の間中は縦覧が可能です。ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。
なお、意見書はダウンロードおよび閲覧・印刷することが可能です。

★意見書提出方法
本環境影響評価方法書について、環境保全の見地からのご意見・ご質問をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、設置場所に設置しました「ご意見箱」にご投函いただくか、下記お問い合わせ先宛へ郵便にてお送りください（令和3年2月8日（月）当日消印有効）。
※意見書に記載された個人情報は、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

★意見書の提出期限
令和3年2月8日（月）
※郵送の場合は、当日消印有効

★お問い合わせ先
株式会社グリーンパワーインベストメント
〒107-0052
東京都港区赤坂1-11-44 赤坂インナーシティ3階
Eメール： gpi_info@greenpower.co.jp

※Eメールによる、方法書の内容に関するご意見、お問い合わせはお受けしておりません。

その他の記事

<p>RE JOURNAL第2号に「ウィンドファームつがるの記事」が掲載されました 2019年12月26日に発行と</p>	<p>株式会社グリーンパワーインベストメントと北海道電力株式会社による石狩湾洋上風力発電事業に関する連携協定の締結について 株式会社グリーンパワーインベス...</p>	<p>【終了しました】(仮称) ウィンドファーム八森山に係る計画段階環境配慮書の電子縦覧について (仮称) ウィンドファーム八森山...</p>
---	--	--

◀ (仮称) 石狩湾洋上風力発電事業 配慮書における事業説明会中止について

当社ホームページ掲載内容 住民説明会中止決定時（令和3年1月18日～）



[TOP](#)
[わたしたちの取り組み](#)
[ニュース](#)
[日本各地の事業](#)
[会社案内](#)
[採用情報](#)

ニュース

▶ ニュース > お知らせ > 【更新】住民説明

【更新：住民説明会中止について】（仮称）宮城山形北部Ⅱ風力発電事業 環境影響評価方法書の電子縦覧について

○ 2021年1月19日 ● public relations □ お知らせ

方法書の縦覧にあたり下記の場所で開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を鑑み、開催を中止いたしますのお知らせです。

令和3年1月21日（木）：加美町 旭地区公民館
（宮城県加美郡加美町高崎字小塚44-1）

令和3年1月22日（金）：大崎市 中山コミュニティセンター
（宮城県大崎市鳴子温泉字豊原19-25）
（2021年1月8日 河北新報掲載）

ご定場を予定されていた方には大変ご迷惑をおかけ致しますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。なお、説明会場で配布を予定しておりました資料は、方法書縦覧場所にて設置・配布しております（方法書縦覧場所は下記をご覧ください）。

★事業者名
株式会社グリーンパワーインベストメント

★事業の名称
（仮称）宮城山形北部Ⅱ風力発電事業

★実施区域
宮城県：加美郡加美町、大崎市

★関係地域の範囲
宮城県：加美郡加美町、大崎市

★縦覧場所
加美町役場（宮城県加美郡加美町字西田三番5番2号）
加美町小野白支所（宮城県加美郡加美町字長堤75-2）
加美町高崎支所（宮城県加美郡加美町高崎字豊原1-52-4）
大崎市役所東庁舎1階 市政情報センター（宮城県大崎市吉川七日町1-1）
大崎市鳴子総合支所（宮城県大崎市鳴子温泉字新屋敷65）
宮城県行政庁舎13階 環境生活部環境対策課（宮城県仙台市青葉区幸町3-8-3）

★縦覧期間
令和2年12月17日（木）～令和3年1月25日（月）
縦覧時間は、土・日・祝日及び年末年始も除く随時随時
意見書提出の切りは、令和3年2月8日（月）といたします。

★電子縦覧
●方法書
●目次
（各章へのリンクについては上記目次ページからご確認ください）
https://myebook5.net/gpi_eia/miyagiyamagatahokubu2_houhousoyo/
●要約書

★意見書
●意見書書式

方法書及び要約書は、令和2年12月17日（木）～令和3年1月25日（月）の期間中は縦覧が可能です。ダウンロードして縦覧・印刷することはできません。なお、意見書はダウンロードおよび縦覧・印刷することが可能です。

★意見書提出方法
本環境影響評価方法書について、環境保全の見地からのご意見・ご質問をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、縦覧場所に設置しました「ご意見箱」にご投函いただくか、下記お問い合わせ先宛へ郵便にてお送りください（令和3年2月8日（月）当日消印有効）。※意見書に記載された個人情報は、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

★意見書の提出期限
令和3年2月8日（月）
※郵送の場合は、当日消印有効

★お問い合わせ先
株式会社グリーンパワーインベストメント
〒107-0052
東京都港区赤坂1-11-44 赤坂インナーシティ3階
Eメール：gpi_info@greenpower.co.jp

※Eメールによる、方法書の内容に関するご意見、お問い合わせはお受けしておりません。

その他の記事

（仮称）石狩湾上風力発電事業にかかわる新しい映像を追加しました
「日本各地の事業」ページ内「[▶](#)

株式会社グリーンパワーインベストメントと北海道電力株式会社による石狩湾上風力発電事業に関する連携協定の締結について
[株式会社グリーンパワーインベ...](#)

【終了しました】（仮称）宮城山形北部風力発電事業環境影響評価方法書の住民説明会及び電子縦覧について
（仮称）宮城山形北部風力発電事業

※ 風力発電可能エネルギー発電事業を対象として国内最大級のファンドを組成

宮城県公式 Web ページ掲載内容 公告時（令和 2 年 12 月 17 日）掲載

The screenshot shows the official website of Miyagi Prefecture, specifically the page for the environmental impact assessment of the (former) Miyagi Prefecture Northern Wind Power Generation Project. The page is in Japanese and contains the following information:

- Header:** Miyagi Prefecture Government logo and navigation menu.
- Page Title:** 環境影響評価について (About Environmental Impact Assessment).
- Project Title:** (仮称) 宮城県山形北部11風力発電事業 (環境影響評価方法書) (Provisional Name) Miyagi Prefecture Yamagata Northern 11 Wind Power Generation Project (Environmental Impact Assessment Method Book).
- Project Description:** Details about the project location (Yamagata Prefecture, Miyagi Prefecture), scale (11 wind turbines), and the assessment process.
- Assessment Schedule:**
 - 第1 調査場所 (Investigation Site):** December 17, 2020 (Monday) to January 25, 2021 (Monday).
 - 第2 説明会 (Public Meeting):** January 25, 2021 (Monday) at 10:00 AM.
 - 第3 意見聴取 (Public Hearing):** January 25, 2021 (Monday) from 10:00 AM to 1:55 PM.
 - 第4 インターネットによる公表 (Online Publication):** From January 25, 2021 (Monday) to January 26, 2021 (Tuesday).
 - 第5 意見の提出 (Submission of Comments):** From January 26, 2021 (Tuesday) to January 27, 2021 (Wednesday).
 - 第6 説明会の開催 (Public Meeting):** To be held after the COVID-19 situation is confirmed to be stable.
- Contact Information:**
 - 住所: 〒1107-0052 東京都港区西品1-11-44 赤坂インターシティ3階 (Address: 1107-0052, West Shinjima 1-11-44, Akasaka Inter City 3F, Tokyo)
 - 事業所名: 株式会社グリーンパワーインベストメント (Company Name: Green Power Investment Co., Ltd.)
 - 連絡先: gpi_info@greenpower.co.jp (Contact: gpi_info@greenpower.co.jp)
- Footer:** Miyagi Prefecture official website information, including the URL (http://www.miyagi-pref.gouv.jp) and copyright notice.

宮城県公式 Web ページ掲載内容 住民説明会中止決定時（令和3年1月18日～）

トップページ > 環境影響評価について > (仮称) 宮城山形北部風力発電事業（環境影響評価方法書）【住民説明会の中止】

（仮称）宮城山形北部風力発電事業（環境影響評価方法書）【住民説明会の中止】

このページへ戻る 掲載日：2021年1月16日更新

環境影響評価報告書の公表に関するお知らせ

環境影響評価方法書

【事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地】

名称：株式会社グリーンパワーベストメント
 代表者：代表取締役社長 藤本 浩
 所在地：東京都港区赤坂一丁目11番44号

【対象事業の名称、種類及び規模】

名称：(仮称) 宮城山形北部風力発電事業
 種類：風力発電所設置事業
 規模：最大25,000kW (3,000～4,000kW級の風力発電機を5基設置)

【対象事業実施区域】

宮城県大崎市、加美郡加美町の行政界内

【概要】

1 設置場所

- 宮城県庁庁舎13階 環境生活部環境対策課（宮城県仙台市青葉区本町3-8-3）
- 大崎市役所東庁舎1階 市政情報センター（宮城県大崎市古川七日町1-1）
- 大崎市役所瑞穂支所（宮城県大崎市瑞穂新道65）
- 加美町役場（宮城県加美郡加美町字野田三番5番地）
- 加美町役場小野田支所（宮城県加美郡加美町字長理75-2）
- 加美町役場西成支所（宮城県加美郡加美町西成字蓮取一丁目52-4）

2 開催場所

令和2年12月17日（木曜日）～令和3年1月25日（月曜日）
 土・日・祝祭日除く。

3 開催時期

午前8時30分から午後5時15分まで

4 インターネットによる公表

事業者のホームページにおいて令和2年12月17日（木曜日）から令和3年1月25日（月曜日）までご覧いただけます。
 URL： <http://greenpower.co.jp/category/information/>

5 意見の提出

「環境影響評価方法書」について、環境の安全の見地から意見をもちたい方は、事業者等に直接意見を述べさせていただきます。

(1) 意見書の記載事項

- ・事業名称
- ・氏名及び住所
- ・方法書についての環境の安全の見地からの意見（意見の理由を併せて記載してください。）」

(2) 意見書の提出期限

令和2年2月8日（月曜日）まで（郵送の場合は当日消印有効）

(3) 意見書の提出先

下記まで郵送又は設置場所に設置の意見書箱への投函でご提出ください。
 住所：〒107-0052 東京都港区赤坂1-11-44 森悦インターシティ3階
 事業所名：株式会社グリーンパワーベストメント

6 説明会の開催【中止】

方法書の記載にあたり下記場所で説明会の開催が予定されていましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を鑑み、開催が中止となりました。詳細については、事業者のホームページをご覧ください。
<http://greenpower.co.jp/category/information/>

令和3年1月21日（木曜日）：加美町 旭地区公民館（宮城県加美郡加美町高成字小原44-1）【中止】
 令和3年1月22日（金曜日）：大崎市 中山コミュニティセンター（宮城県大崎市瑞穂字豊原19-25）【中止】

お問い合わせ先

住所：〒107-0052 東京都港区赤坂1-11-44 森悦インターシティ3階
 事業所名：株式会社グリーンパワーベストメント
 連絡先： pp_info@greenpower.co.jp

このページに関するお問い合わせ先

環境影響評価
 〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号13階南側
 環境影響評価課
 Tel：022-211-2667
 Fax：022-211-2696
[このページのお問い合わせ先はこちら](#)

このページを見ている人は
 こんなページも見えています

- ① 記録監視設備
- ② 調査の進捗状況
- ③ 株式会社グリーンパワーベストメント
- ④ (仮称) 宮城山形北部風力発電事業【環境影響評価方法書】
- ⑤ (仮称) 宮城山形北部風力発電事業【環境影響評価方法書】【住民説明会の中止】

大崎市公式 Web ページ掲載内容
 公告時（令和 2 年 12 月 17 日）掲載



事業の名称	(仮称) 宮城山形北部Ⅱ風力発電事業
事業者名	株式会社グリーンパワーインベストメント
事業の内容	風力発電事業（最大 25,000kW、5 基程度）
事業区域	大崎市・加美町
縦覧場所	大崎市市政情報センター（大崎市役所東庁舎 1 階） 大崎市鳴子総合支所 下記ウェブサイトでもご覧いただけます。 URL http://greenpower.co.jp/category/information/ 縦覧期間は以下となります。 令和 2 年 12 月 17 日（木）～ 令和 3 年 1 月 25 日（月）
意見募集方法	住所、氏名、電話番号、ご意見を記入の上、縦覧場所に設置する意見箱に投函するか、下記問い合わせまで郵送願います。
募集期限	令和 3 年 2 月 8 日（当日消印有効）
問い合わせ	株式会社グリーンパワーインベストメント 〒107-0052 住所 東京都港区赤坂 1-11-44 赤坂インターシティ 3 階 Eメール gpi_info@greenpower.co.jp

大崎市公式 Web ページ掲載内容
住民説明会中止決定時（令和3年1月18日～）



事業の名称	（仮称）宮城山形北部Ⅱ風力発電事業
事業者名	株式会社グリーンパワーインベストメント
事業の内容	風力発電事業（最大25,000kW、5基程度）
事業区域	大崎市・加美町
縦覧場所	大崎市市政情報センター（大崎市役所東庁舎1階） 大崎市鳴子総合支所 下記ウェブサイトでもご覧いただけます。 URL http://greenpower.co.jp/category/information/ 縦覧期間は以下となります。 令和2年12月17日（木）～ 令和3年1月25日（月）
意見募集方法	住所、氏名、電話番号、ご意見を記入の上、縦覧場所に設置する意見箱に投函するか、下記問い合わせまで郵送願います。
募集期限	令和3年2月8日（月）（当日消印有効）
住民説明会の開催	開催場所・日時としましては以下と決定し、令和3年1月8日河北新報への新聞公告を行っていましたが、その後の新型コロナウイルス感染症の一層の拡大、緊急事態宣言の発令状況を重く受け止めるとともに、住民の方々のご安全を最大限確保するため、住民説明会の開催を中止することを決定いたしましたので、お知らせいたします。 会場：大崎市 中山コミュニティセンター 日時：令和3年1月22日（金）18時30分より
問い合わせ	株式会社グリーンパワーインベストメント 〒107-0052 住所 東京都港区赤坂1-11-44 赤坂インターシティ3階 Eメール gpi_info@greenpower.co.jp

加美町公式 Web ページ掲載内容
 公告時（令和 2 年 12 月 1 / 日）掲載

加美町公式 Web ページ掲載内容
 公告時（令和 2 年 12 月 1 / 日）掲載

現在位置： ホーム > 行政情報 > 再生可能エネルギー > 「(仮称)宮城山形北部Ⅱ風力発電事業 環境影響評価方法書」の掲載

「(仮称)宮城山形北部Ⅱ風力発電事業 環境影響評価方法書」の掲載

環境影響評価に基づき、「(仮称)宮城山形北部Ⅱ風力発電事業 環境影響評価方法書」を掲載に供し、ご意見を募集します。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止が求められる現在の状況から、住民説明会の実施については検討中です。

事業者名
 株式会社グリーンパワーインベストメント

対象事業
 (仮称)宮城山形北部Ⅱ風力発電事業
 (風力発電所設置事業 最大25,000kw)

事業区域
 加美町、大崎市

掲載場所
 加美町役場町民課、小野田支所、喜崎支所
 午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）
 電子閲覧： greenpower.co.jp/category/information/

掲載期間
 令和2年12月17日（木曜日）から令和3年1月25日（月曜日）まで

意見提出
 本環境影響評価方法書について、環境保全の見地からのご意見・ご質問をお持ちの方は、住所、氏名、電話番号、内容をご記入の上、掲載場所に設置の意見箱または下記の問い合わせ先に郵送（令和3年2月8日（月）当日消印有効）にて提出してください。

問い合わせ先
 株式会社グリーンパワーインベストメント
 〒107-0052 東京都港区赤坂1-11-44 赤坂インナーシティ3階
 Eメール： gei_info@greenpower.co.jp

登録日：2020年1月15日 / 更新日：2020年12月14日

このカテゴリ内の他のページ

- 自 [地域新電力会社を設立しました](#)
- 自 [株式会社かみでん 里山公社から商創をいただきました](#)
- 自 [「かみでん」が東京への電力供給を始めます](#)
- [「\(仮称\)宮城山形北部Ⅱ風力発電事業 環境影響評価方法書」の掲載](#)
- 自 [加美町がバイオマス産業都市に選定されました](#)
- 自 [令和2年度加美町再生可能エネルギー活用推進事業補助金](#)
- 自 [加美町市民参加型太陽光発電事業について](#)
- 自 [太陽光発電システムの動向の電話にご確認ください](#)
- 自 [「かみでん」がエネルギーの地産地消を実現](#)

All Rights Reserved. Copyright © 2020 加美町 [サイトマップ](#) [組織からさがす](#)

加美町役場 〒981-4292 宮城県加美町加美町字西田三番 5 番地
 (電話番号：0229-63-3111 (代表) (テレホンガイド)
 【発着料等】午前8時30分から午後5時15分までです。（土・日曜日・祝日・年末年始は閉庁します。）

加美町公式 Web ページ掲載内容 住民説明会中止決定時（令和3年1月18日～）

自然と資源とお金が循環する、人と自然に優しいまち・加美
組織からさがす・サイトマップ
文字サイズの変更 小 中 大
音声読み上げモード



加美町 かみまち



加美町の
ようこそ!



検索

ホーム
行政情報
暮らしの情報
事業者向け情報
東日本大震災情報
観光情報
学校情報

行政情報

- ・ 移住・定住
- ・ マイナンバー
- ・ 町からのお知らせ
- ・ 町会室
- ・ 加美町の紹介
- ・ 公文書開示状況
- ・ 町議会
- ・ 町政
- ・ 行政組織
- ・ 町の財政
- ・ 町の取り組み
- ・ 人事行政
- ・ 広報かみまち
- ・ 協働のまちづくり
- ・ 再生可能エネルギー
 - ・ 加美町緑光大学
 - ・ 加美町公認キャラクター「かみ〜こ」
 - ・ 加美町地域おこし協力隊
 - ・ 選挙管理委員会
 - ・ 農業委員会
 - ・ 文化財
 - ・ パブリックコメント
 - ・ 税金・年金
 - ・ 学校教育
 - ・ 上下水道
 - ・ 国民健康保険
 - ・ 健康福祉課
 - ・ 障がい者福祉
 - ・ 子育て支援
 - ・ 健康と保健
 - ・ 施設案内
 - ・ テレホンガイド
 - ・ 生涯学習
 - ・ 防災
 - ・ 交通安全
 - ・ 企業立地・企業支援
 - ・ 中小企業融資制度
 - ・ 放射線測定
 - ・ 加美町イベント情報
 - ・ 観光施設情報
 - ・ デジタルライブラリ
 - ・ 加美町CH

現在位置： [ホーム](#) > [行政情報](#) > [再生可能エネルギー](#) > 「(仮称)宮城山形北部Ⅱ風力発電事業 環境影響評価方法書」の掲載

「(仮称)宮城山形北部Ⅱ風力発電事業 環境影響評価方法書」の掲載

環境影響評価法に基づき、「(仮称)宮城山形北部Ⅱ風力発電事業 環境影響評価方法書」を掲載に供し、ご意見を募集します。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止が求められる現在の状況から、住民説明会の実施については検討中です。

- 事業者名
株式会社グリーンパワーインベストメント
- 対象事業
(仮称)宮城山形北部Ⅱ風力発電事業
(風力発電所設置事業 最大25,000kW)
- 事業区域
加美町、大崎市
- 縦覧場所
加美町役場町屋棟、小野田支所、宮崎支所
午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）
電子縦覧：greenpower.co.jp/category/information/
- 縦覧期間
令和2年12月17日（木曜日）から令和3年1月25日（月曜日）まで
- 意見提出
本環境影響評価方法書について、環境保全の見地からのご意見・ご質問をお持ちの方は、住所、氏名、電話番号、内容をご記入の上、縦覧場所に設置の意見箱または下記の問い合わせ先に郵送（令和3年2月8日（月）当日消印有効）にて提出してください。
- 説明会
令和3年1月8日の河北新聞にて新聞広告を行っていましたが、その後の新型コロナウイルス感染症の一番の拡大、緊急事態宣言の発令状況を重く受け止めるとともに、住民の方々の安全を最大限確保するため、住民説明会の開催を中止いたします。
中止日時：令和3年1月21日（木曜日）午後6時30分から
場所：地産公民館
- 問い合わせ先
株式会社グリーンパワーインベストメント
〒107-0052 東京都港区赤坂1-11-44 赤坂インターシティ3階
Eメール：gpi_info@greenpower.co.jp

最終日：2020年1月15日 / 更新日：2021年1月18日

このカテゴリ内の他のページ

- ☑ [加美町電力会社を設立しました](#)
- ☑ [株式会社かみでん山形山形公社から譲渡いただきました](#)
- ☑ [「かみでん」が環境への電力供給を始めます](#)
- ☑ [「\(仮称\)ウインドファーム八雲山」環境影響評価方法書の掲載](#)
- ➔ [「\(仮称\)宮城山形北部Ⅱ風力発電事業 環境影響評価方法書」の掲載](#)
- ☑ [加美町がバイオマス事業都市に認定されました](#)
- ☑ [令和2年度加美町再生可能エネルギー活用推進事業補助金](#)
- ☑ [加美町町民が加美町太陽光発電事業について](#)
- ☑ [太陽光発電システムの選択の事項にご注意ください](#)
- ☑ [「かみでん」がエネルギーの地産地消を事業](#)

All Rights Reserved. Copyright © 2021 加美町 [サイトマップ](#) [組織からさがす](#)



加美町役場 〒981-4292 宮城県加美郡加美町字西田三番5番地
 【電話番号】0226-63-3111（代表） [（テレホンガイド）](#)
 【役場受付時間】午前8時30分から午後5時15分までです。（土・日曜日・祝日・年末年始は受付停止します。）

25

お 知 ら せ

「(仮称) 宮城山形北部Ⅱ風力発電事業 環境影響評価方法書」を次のとおり備え付けておりますので、ご覧ください。

1. 縦覧期間及び時間

令和2年12月17日(木)～令和3年1月25日(月)まで
(土・日・祝日を除く開庁時)

2. 閲覧用紙の記入

方法書をご覧になられた方は、恐れ入りますがご意見の有無にかかわらず、備え付けの用紙に住所・氏名をご記入の上、ご投函ください。

3. 意見書の受付

「(仮称) 宮城山形北部Ⅱ風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご記入欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱にご投函頂くか、問合せ先へ郵送またはEメールでご提出下さい。

○受付期間：令和2年12月17日(木)～令和3年2月8日(月)まで
(郵送の場合は2月8日消印有効)

○問い合わせ先

〒107-0052

東京都港区赤坂一丁目11番44号 赤坂インターシティ3階

株式会社グリーンパワーインベストメント

Eメール gpi_info@greenpower.co.jp

○記載事項

- ①氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ②意見書の提出の対象である方法書の名称
- ③方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により意見の理由を含めて記載してください。)

4. 住民説明会の開催日程

なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止が求められる現在の状況から、住民説明会の実施については検討中です。

※方法書及び要約書は下記 URL でも公表しています。

<http://greenpower.co.jp/category/information/>

※ご質問等につきましては、職員はお答えできませんのでご了承下さい。

